

新版 建設業等における熱中症の予防-指導員・管理者等テキスト- (No.236520)

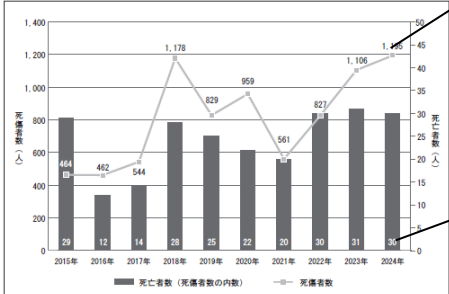
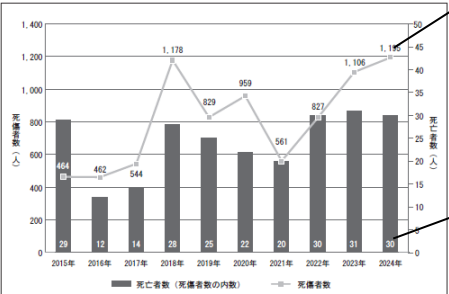
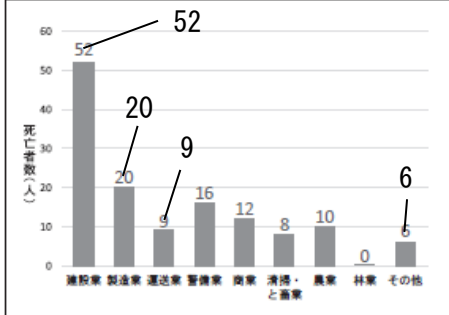
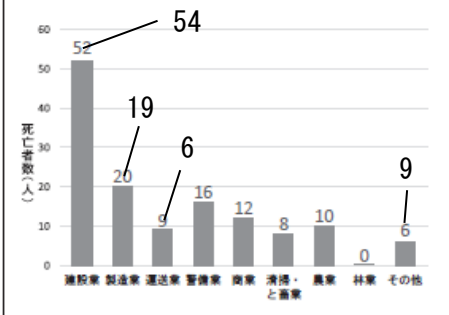
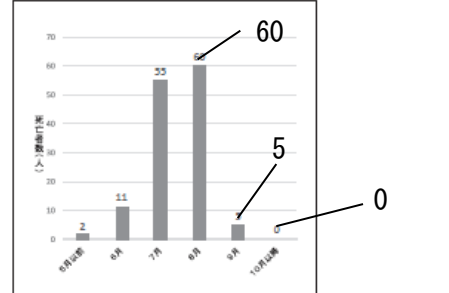
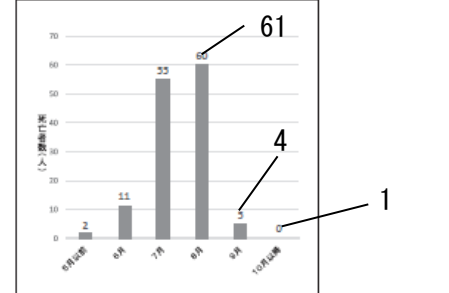
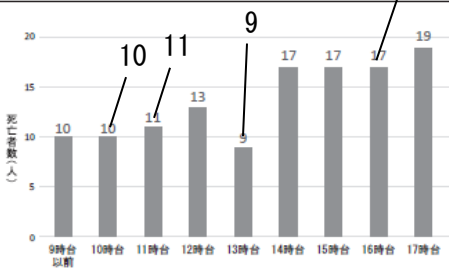
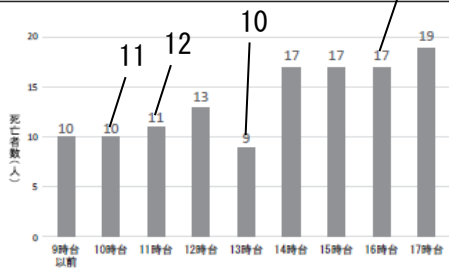
〈令和 7 年 4 月 30 日 第 5 版〉

正 誤 表

厚生労働省通達(令和 3 年 4 月 2 0 日付け基発 0 4 2 0 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」)が令和 7 年 5 月 2 0 日付けで一部改正されました。

また、令和 7 年 5 月 3 0 日付けで「令和 6 年職場における熱中症の発生状況(確定値)等について」が厚生労働省より公表されましたので、下表のとおり修正をお願いします。

令和 7 年 6 月 10 日

頁	誤 内 容	正 内 容
15	8. 熱中症の発生状況 熱中症による死傷者数は、令和 6 年(2024 年)に <u>1,195 人</u> と最多になりました。うち死亡者数は、<u>30 人</u> となっています。 	8. 熱中症の発生状況 熱中症による死傷者数は、令和 6 年(2024 年)に <u>1,257 人</u> と最多になりました。うち死亡者数は、<u>31 人</u> となっています。 
16	図 1-3 	図 1-3 
16	図 1-4 	図 1-4 
16	図 1-5 	図 1-5 

頁	誤	正
	内 容	内 容
76	基発0420第3号 令和3年4月20日 一部改正 基発0726第2号 令和3年7月26日	基発0420第3号 令和3年4月20日 一部改正 基発0726第2号 令和3年7月26日 一部改正 <u>基発0520第7号</u> <u>令和7年5月20日</u>
79	（４）服装等 熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。 なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。 <u>また、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、表１－２に示すような着衣補正值のWBGT値への加算は必要ないと考えられる。</u> <u>一方、飛沫飛散防止器具の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用が必要と考えられる作業や場所、周囲に人がいない等飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。</u>	（４）服装等 熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。 なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。
79	（５）作業中の巡視 定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において<u>速やかな</u>作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。	（５）作業中の巡視 定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において<u>速やかに</u>作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。
79	（新規）	（６）連絡体制の整備 <u>湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業（以下5において単に「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行わせるときは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第612条の2第1項に基づき、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。</u> <u>報告体制の整備については、作業から電話等による報告を受けることや（５）の巡視のほか、2人以上の労働者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた労働者の熱中症のリスク管理等があげられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。</u>

頁	誤	正
	内 容	内 容
79	3 健康管理 (1) 健康診断結果に基づく対応等 労働安全衛生規則 <u>（昭和 47 年労働省令第 32 号）</u> 第 43 条、（以下省略）	3 健康管理 (1) 健康診断結果に基づく対応等 労働安全衛生規則第 43 条、（以下省略）
80	5 救急処置 (1) 緊急連絡網の作成及び周知 （本文略） (2) 救急措置 （本文略）	5 救急処置 <u>熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 2 項に基づき、熱中症の悪化の防止に必要な以下の措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならないこと。</u> (1) 緊急連絡網の作成及び周知 （本文略） (2) 救急措置 （本文略）
80	（解説） 1 熱中症について 熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが <u>崩れたり、体内の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等の症状が現れる。</u>	（解説） 1 熱中症について 熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが <u>崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等の症状が現れる。</u>
81	2 WBGT 値（暑さ指数）の活用について (1) （本文略） (2) 日射及び発熱体がなく、かつ、温度と湿度が一般的な、気流の弱い室内作業環境であって、WBGT 指数計等による WBGT 値の実測が行われていない場合には、日本生気象学会が作成した「日常生活における熱中症予防指針」における「 <u>図 2. 室内を対象とした気温と相対湿度から WBGT を簡易的に推定する図（室内用の WBGT 簡易推定図）</u> 」等が熱ストレス評価を行う際の参考になること。	2 WBGT 値（暑さ指数）の活用について (1) （本文略） (2) 日射及び発熱体がなく、かつ、温度と湿度が一般的な、気流の弱い室内作業環境であって、WBGT 指数計等による WBGT 値の実測が行われていない場合には、日本生気象学会が作成した「日常生活における熱中症予防指針」における「 <u>図 3. 室内を対象とした気温と相対湿度から WBGT を簡易的に推定する図（室内用の WBGT 簡易推定図）</u> 」等が熱ストレス評価を行う際の参考になること。
81	3 作業管理について (1) （本文略） (2) （本文略） (3) <u>飛沫飛散防止器具には、使い捨ての不織布マスク（サージカルマスク）、布マスク、ウレタンマスク、フェイスシールド、マウスシールド等が含まれること。</u>	3 作業管理について (1) （本文略） (2) （本文略） (削除)
81	5 救急処置について 熱中症を疑わせる具体的な症状については表 2 の「熱中症の症状と分類」を、具体的な救急処置については <u>図 1 の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考</u> にすること。	5 救急処置について 熱中症を疑わせる具体的な症状については表 2 の「熱中症の症状と分類」を、具体的な救急処置については <u>図 1 及び図 2 の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考に事業場の実態に即したものと</u> すること。

頁	誤	正																				
	内 容	内 容																				
84	表 2 熱中症の症状と分類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>症状</th><th>重症度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 度</td><td>(略)</td><td rowspan="3"> 小 ↓ 大 </td></tr> <tr> <td>II 度</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>III 度</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	分類	症状	重症度	I 度	(略)	小 ↓ 大	II 度	(略)	III 度	(略)	表 2 熱中症の症状と分類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>症状</th><th>重症度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 度</td><td>(略)</td><td rowspan="3"> 小 ↓ 大 </td></tr> <tr> <td>II 度</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>III 度・IV 度</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	分類	症状	重症度	I 度	(略)	小 ↓ 大	II 度	(略)	III 度・IV 度	(略)
分類	症状	重症度																				
I 度	(略)	小 ↓ 大																				
II 度	(略)																					
III 度	(略)																					
分類	症状	重症度																				
I 度	(略)	小 ↓ 大																				
II 度	(略)																					
III 度・IV 度	(略)																					
85	図：熱中症の救急処置（現場での応急処置） ※1 熱中症を疑う症状については、「表2 熱中症の症状と分類」を参照のこと。 ※2 意識が清明である又は水分を摂取できる状態であっても、II 度熱中症が疑われる場合は、医療機関への搬送を検討すること。 ※上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。	図 1：熱中症による健康障害発生時の対応計画 熱中症が疑われる症状例 【他覚症状】 ふるつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等 【自覚症状】 めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、体温高等 「意識の異常」だけで判断するのではなく、①返事がおかしい、②ぼーっとしているなど、音聲と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当 判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119 等を利用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと ※医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1 人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する） 回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと 図 2：熱中症による健康障害発生時の対応計画 熱中症が疑われる症状例 【他覚症状】 ふるつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等 【自覚症状】 めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、体温高等 医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。 救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119 等を利用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる ※医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1 人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する） 回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと																				